

養育費を巡る諸問題

弁護士 茶木 真理子

1 養育費とは、民法766条1項にある「子の監護に必要な事項」として、裁判所が、非監護親から監護親に支払を命ずる未成熟子の養育に要する費用である(判タ1111号285頁)。養育費の金額については、東京・大阪養育費等研究会より提案された算定方式、算定表(同頁)に従って算定する方法が実務では定着している。よって、最近では、そもそも収入の認定に争いがある場合や、算定表が想定していない特別の事情がある場合等を除いて、養育費の金額自体が大きな争いになることはそう多くなく、算定表を参考とした金額で早期に合意が成立することが多い。そこで、本稿では、養育費を巡るその他の問題について、過去の裁判例を踏まえて検討したいと考える。

2 義務者が無職である場合

最近では、義務者が無職であったり、義務者の収入が最低生活費を下回るというケースも多く、このような場合にも、養育費の請求は可能か否かが問題となる。

義務者が無職である場合、原則として収入は「0」とせざるを得ないが、働くことが可能であるのに職に就いていないような場合には、義務者の収入を推計したうえで養育費を算出すべきである。収入推計にあたっては、賃金センサスを参考とする方法が調停時報155号10頁に紹介されている。

これまでの裁判例でも、義務者が無職である場合にも、養育費の支払を命ずる立場に立つものがある。

大阪高裁平成6年4月19日決定(家月47巻3号69頁)は、離婚後に義務者が退職して無職で収入がなく、また多額の負債を抱えていて、経済的余力がないとの義務者の主張を入れて、権利者の養育費の申立を却下した事件の抗告審である。このような義務者の主張に対し、親の未成熟子に対する扶養義務は生活保持義務であるから、義務者自身の生活が維持されており、債務の弁済もなされている以上、子に対する扶養義務を免れる余地はないと判断した。そのうえで、退職の理由、退職金等の収入の有無、失業保険受給の有無、新たな就職の有無、新たな就職先を

探す努力の程度などを調査すべきであるとして、これらの調査、審理を尽くさせるため、原決定を取り消し、差し戻している。また、この決定では、義務者が無職である場合でも、義務者の潜在的労働能力を前提にして、養育費を算定する可能性も検討すべきであると指摘している。

福岡家裁平成18年1月18日審判(家月58巻8号80頁)も、先行する審判において養育費の支払いを命じられた義務者が、勤務先を退職して収入がなくなったとして養育費免除の申立をした事案である。裁判所は、義務者が先行する強制執行を免れるために勤務先を退職したと認定し、現在収入を得ていないことを前提に養育費を免除することは相当でないとして、申立人の潜在的稼働能力を前提に義務者が勤務を続けていれば得べかりし収入に基づいて養育費を算定すべきとした。

3 一括請求の可否

子の生活費という養育費の性質、あるいは、成長や養育環境の変化により子の要扶養状態は一定ではない等の理由より、養育費は終期までの金額を一括で支給するのではなく、定期金支給の方法が原則とされている。義務者が定職に就き、また、継続して支払う意思を有している場合には定期金支給の方法でも構わないが、退職をして今後支払い見込みは無いが退職金等のまとまった手持資金があるようなケースでは義務者に一括で支払わせるのが妥当である。

この点について、一括請求を認めた裁判例もある。長崎家裁昭和55年1月24日審判(家月34巻2号164項)は、子が満18歳になるまでの養育費を一括して審判確定後即時に支払うことを命じたものである。この審判は、養育費は毎月その月分を支給するのを原則としつつも、一括払いを相当とする特段の事情がある場合には例外的にこれを肯定すべきとした。そのうえで義務者が中国国籍で、何時本国に帰国するかもしれないと鑑みると、義務者が、将来に亘り、養育費の定期的給付義務の履行を期待し得る蓋然性が乏しいことを、一括払いを認める特段の事情として挙げている。

4 養育費負担の始期

養育費の支払いをいつ終了させるかという終期については、高校卒業時まで、成年に達するまで、大

学卒業時までのいずれかの時期で、親の資力や生活レベル等の個別事情に基づいて、決められている。他方、養育費支払の始期については、裁判例は、①夫婦の別居ないし離婚など扶養を要する状態が発生した時からとするもの、②請求の時(調停、審判の申立時)からとするものとの判断が分かれている。

最高裁平成9年4月10日判決(判時1620号78頁)、同平成19年3月30日判決(家月59巻7号120頁)は、離婚訴訟において、別居後離婚までの期間における監護費用の支払いを求める旨の申立てがあった場合には、民法771条、同766条1項が類推適用されて、人事訴訟手続法32条1項(旧法15条1項)所定の子の監護に関する処分を求める申立として適法であると判断した。この判決は、離婚請求を認容するに際し、別居後離婚までの間の子の監護費用の支払いを命ずることの可否について判断した判例とされているが、養育費の始期について、①の時点からの養育費負担の可能性を認めたものといえる。ただし、①の立場に立ったとしても、過去に遡った養育費の額が多額となる場合には、公平の観点から相当の範囲に限定される可能性はあろう(同旨として宮崎家裁平成4年9月1日審判・家月45巻8号53頁)。

5 当事者が外国に居住している場合の算定

前述の養育費算定表は、簡易迅速性と予測可能性の観点から、従来実額認定していた部分を、統計値等の裏づけをもった一定の割合や指数に置き換えて、算定方式の簡素化を図ったものである。よって国内における具体的な地域格差については考慮せず、全国一律に適用されるものとされている(判タ1209号4頁)。ただし、当事者が国外に生活の本拠を置いている場合には、別途、生活の実情を踏まえる必要が生じる。

この点につき、大阪高裁平成18年7月31日決定(家月59巻6号44頁)は、婚姻費用分担に関する判断ではあるが、一方当事者が外国(タイ)に居住している場合に、日本との物価を比較して生活費指数を修正した上で(具体的には、タイ国の物価が日本に比べて格段に安く、日本の半額程度の費用で生活が可能であるとして、生活費指数を2分の1とした。)、前述の算定方式に従って算定しており、養育費の算定においても参考になるとと思われる。

以 上